

○大府市まちなかアートコンテスト実費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、バイオリンの里おおぶの実現に向けて、バイオリンに触れる機会を増やすとともに、大府市景観計画に基づく文化芸術とまちづくりが連携した取組として実施する「大府市まちなかアートコンテスト」において、アート作品の制作に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する大府市まちなかアートコンテスト実費交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「アート作品」とは、「大府市まちなかアートコンテスト」において優秀作品に選ばれた作品であって、優秀者が実際に制作するものをいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の交付の対象となる者は、「大府市まちなかアートコンテスト」の優秀者とする。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費は、アート作品の制作に当たり、直接使用する原材料の購入に要する経費及び原材料の加工に要する経費とする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、交付対象経費で、50万円を限度とする。

(交付金の交付)

第6条 交付金は、大府市補助金等交付規則第11条第2項の規定に基づき、その全部を前渡しする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。